

現行規制の概要（１）（排出規制）

1. 適用

有害液体物質に係る排出規制は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「法」という。）及び関係政省令により行われている。本規制は、MARPOL 条約附属書Ⅱの内容を内航ケミカル船についても全面的に適用しており、船の大きさ及び航路に関わらず、有害液体物質を運送するすべての船舶に適用されている。

2. 主な規制の内容

（１）有害液体物質の汚染分類（環境省所管）

有害液体物質は、A～D に分類され、海防法施行令で、分類毎に物質名が規定されている。

（２）事前処理方法及び排出海域・排出方法（環境省・国交省総合政策局所掌）

海洋に排出する前の事前処理方法、排出する際の排出海域・排出方法が、海防法施行令で、汚染分類毎に規定されている。

（３）有害液体物質排出防止設備（国交省海事局所掌）

船舶に設置すべき有害液体物質排出防止設備が、海防法省令で、汚染分類毎に規定されている。

（４）検査及び証書の発給（国交省海事局所掌）

有害液体物質排出防止設備（「排出の方法及び設備の手引書（P & A マニュアル）」を含む）及び「海洋汚染防止緊急措置手引書」についての検査（定期検査、中間検査、臨時検査等）及び定期検査合格後の「海洋汚染防止証書」発給が、海防法省令に規定されている。

表 現行規制の概要（排出方法等）

		事前処理	排出海域		排出方法		排出設備
			事前処理後最初に貨物タンクに入れた水（D 類にあつては、事前処理により希釈された有害液体物質）	その後に貨物タンクに入れた水	事前処理後最初に貨物タンクに入れた水（D 類にあつては、事前処理により希釈された有害液体物質）	その後に貨物タンクに入れた水	
有害液体物質を海洋へ排出をする船舶（通風洗浄をするものを除く）	A 類	洗浄水の濃度が一定の濃度以下となるまで洗浄 予備洗浄装置による洗浄	距岸 12 海里外かつ水深 25m 以深	すべての海域	(1)一定の速度以上で航行中に排出 (2)海面下で排出	限定なし。	・ 予備洗浄装置（予備洗浄を行う場合に限る） ・ 喫水線下排出装置 ・ 有害液体物質排出管装置
	B 類	ストリップング装置による吸排（高粘性物質以外） 予備洗浄装置による洗浄			(1)同上 (2)同上 (3)一定の排出率以下で排出		・ 予備洗浄装置（予備洗浄を行う場合に限る） ・ 喫水線下排出装置 ・ ストリッピング装置（残量 100 l 以下） ・ 有害液体物質排出管装置
		C 類					
	D 類				10 倍希釈装置による希釈		距岸 12 海里外
	通風洗浄する船舶	通風洗浄	限定なし	限定なし	・ 通風洗浄装置		
有害液体物質を海洋へ排出しない船舶	—						・ 専用バラストタンク ・ 有害液体物質排出管装置